

最高裁秘書第1685号

平成31年4月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書の開示についての通知書

平成31年3月11日付け（同月12日受付，最高裁秘書第1321号）で申出のありました司法行政文書の開示について，別紙1から別紙3までのとおり下記の内容に関する情報を提供することとしましたので通知します。

記

勾留された被告人の保釈の取消しに関する統計（最新版）

(別紙1)

本年中に保釈を取り消された人員 (平成30年)

簡易裁判所	終局前	-
	終局後	-
地方裁判所	終局前	127
	終局後	-
高等裁判所	終局前	12
	終局後	1

(注) 延べ人員であり、速報値である。

(別紙2)

保釈取消しの請求 (平成30年)

簡易裁判所	1
地方裁判所	85
高等裁判所	5

(注) 延べ人員であり，速報値である。

(別紙3)

本年中に保釈を取り消された人員 (平成30年)

最高裁判所	終局前	1
	終局後	-

(注) 延べ人員であり、速報値である。

保釈取消しの請求 (平成30年)

最高裁判所	1
-------	---

(注) 延べ人員であり、速報値である。